

肉骨粉のリスクマネージメント（ポークミールの場合）

ポークミールの農林水産大臣確認の仕組み

ポークミールの全製造工程は、他の畜種（牛等）と完全に分離されています。

農林水産省や独立行政法人肥飼料検査所により確認された施設だけが、ポークミールを製造しています。

- ① 原材料の収集先：と畜場、カット場等が他の畜種の作業工程と完全に分離されていること。
- ② レンダリング工場：豚のみを原料とする製造ラインを専用化していること。

飼料原料（動物性たん白質飼料）の利用規制

対象品目	原料の由来	給与対象家畜			
		牛	豚	鶏	魚
血粉	牛	×	×	×	×
	鶏・豚・馬	×	○	○	○
チキンミール、フェザーミール	鶏	×	○	○	○
ポークミール	豚	×	○	○	×
肉骨粉	牛	×	×	×	×
魚粉	魚	×	○	○	○

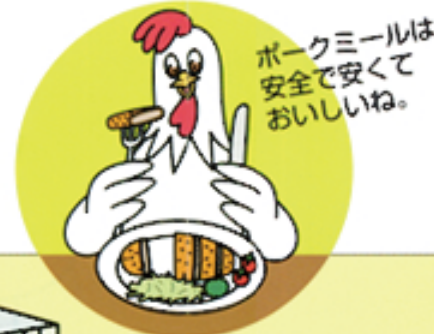
注 ○印は、農林水産省大臣の確認を受けた施設で製造されたものである。

ポークミールを含む飼料の条件

飼料安全法により、ポークミールは鶏・豚用飼料しか使用できません。牛用飼料には原則としてすべての動物性たん白質飼料の給与が禁止されています。

このため、鶏・豚用飼料は、次のように飼料の製造から、農家での給与まで牛用飼料と完全に分離して製造・流通・保管・給与しなければ処罰されます。

- ① 飼料の製造工場：鶏・豚用飼料は、牛用飼料と完全に分離して製造すること。
- ② 飼料の流通保管施設：鶏・豚用飼料の流通保管は、牛用飼料の流通保管施設と完全に分離した施設に保管すること。
- ③ 農家の給与等：農家における鶏・豚用飼料の保管は、牛用飼料の保管施設と完全に分離して保管すること。



ポークミールの製造と流通



牛由来たん白質等の処理

